

渡島及び檜山地区台風・津波等対策協議会会則

(名称)

第1条 会の名称を「渡島及び檜山地区台風・津波等対策協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 渡島及び檜山地区に所在する港則法適用港において台風及び発達した低気圧並びに津波(以下「台風・津波等」という。)による災害の発生が予想されるとき、それらの情報を共有するとともに、船舶等に対する安全対策について必要な事項を協議し、その実施を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 船舶等がとるべき警戒体制等の対応策に関すること。
- (2) 情報伝達系統網の整備及び情報伝達の実施に関すること。
- (3) 船舶交通の安全及び整頓に関すること。
- (4) その他本協議会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、会務を統括するものとし、函館海上保安部長をもって充てる。
- 3 会員は、別表に掲げる機関、企業及び団体の長又は当該機関等の長が指名する職員をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。

- 2 定例会議は、原則として年1回開催する。
- 3 臨時会議は、会長が必要と認めたときに開催する。
なお、必要に応じて、臨時会議を地区毎又は港毎に開催することができる。
- 4 会議は、原則として会員を招集のうえ開催するものとし、会員を招集することができない場合は、FAX又はメール等を活用した書面開催とすることができる。

(決定事項等の通知)

第6条 会議において決定した事項等は、会長から、会員に通知するものとする。

- 2 会員は、会長から通知された事項を関係する船舶等に伝達し、実施を推進するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、函館海上保安部交通課に置く。

附 則

この会則は、令和3年11月1日から施行する。

[改正経緯]

昭和51年3月19日 会則を制定

昭和63年6月28日 会則を全面改正

平成17年2月28日 会則を一部改正（津波に対する事項を追加）

平成18年8月7日 会則を全面改正

（檜山地区まで範囲拡大、各港検討部会を追加設置）

平成19年4月1日 会則を一部改正（部会長及び事務局の変更）

令和3年11月1日 会則を全面改正

（目的、所掌事務及び会議の変更、各港検討部会を廃止）